

3 訓練実施要綱

令和3年度青森県原子力防災訓練（住民広報訓練）実施要綱

1. 目的

日本原燃株式会社において原子力災害が発生したことを想定し、住民に対する広報を実施し、情報伝達方法の確認及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 日時

令和3年11月1日（月） 09:00～12:00

3. 対象地区

尾駈地区（広報媒体によっては村内全域）

4. 内容

時刻	放送内容	防災行政用無線	※フェイスブック	※ロックTV (L字放送)	※エリアメール	車両広報
9:00	警戒事象発生	○	○	○	—	○
10:00	施設敷地緊急事態発生（屋内退避準備要請）	○	○	○	—	○
10:20	全面緊急事態発生 屋内退避指示	○	○	○	○	○
10:25	OIL2を超過 一時移転指示	○	○	○	—	○
12:00	放送終了			○		

※印は、地区の限定が出来ないため、村内全域に放送される。

5. 参集範囲

- ・防災行政用無線 — 総務班員 1名
- ・フェイスブック — 国際教育研修センター職員 1名
- ・ロックTV — 総務班員 1名
- ・エリアメール — 総務班員 1名
- ・車両広報 — 総務班員 2名

6. 実施機関

六ヶ所村

令和3年度青森県原子力防災訓練（学校等施設防護措置訓練）実施要綱

1. 目的

日本原燃株式会社で原子力災害が発生したことを想定し、学校等において定める避難計画に基づき防護措置訓練を実施し、防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 日時

令和3年11月1日（月） 09:40～11:20

3. 対象学校等施設

六ヶ所村立第一中学校、六ヶ所村立おぶちこども園

4. 訓練想定

学校等において、平日、日中の管理下にある状況で施設敷地緊急事態が発生したことを想定し、全クラスが教室等にいる状態から訓練を開始する。

5. 訓練項目

<内容>

5-1. おぶちこども園における防護措置訓練

(1) 警戒事態〈園児引渡し〉への対応

- ・村災害警戒本部からの連絡を受け、園長は、職員に引渡しの準備を指示する。
- ・職員は、保護者に対し、引渡しのため来園するよう連絡する。
- ・職員は、園児引き渡しのため園児を施設内中央に誘導し待機させる。
- ・職員は、引渡しの準備が完了したことを園長に報告する。

(2) 施設敷地緊急事態〈屋内退避準備〉への対応

- ・村災害対策本部からの連絡を受け、園長は、職員に対し屋内退避の準備を指示する。
- ・職員は、施設内の窓、カーテンを閉め、換気扇を止め、屋内退避の準備が完了したことを園長に報告する。

(3) 園児引渡し対応

- ・園児の引渡しを求め、保護者が来園する。
- ・職員が連携し、引渡しルールに従い、園児を引き渡す。
- ・園長は、引渡し状況を集約する。

(4) 全面緊急事態〈屋内退避及び引き渡しの中止〉の対応

- ・全面緊急事態に至るまでに保護者への引渡しが出来なかった園児がある想定で実施。
- ・村災害対策本部からの連絡を受け、園長は、職員に対し屋内退避の実施と園児引渡しの中止を指示する。

- ・職員は、園児を待機場所で屋内退避させる。
- ・職員は、保護者に対し、園児引渡しを中止し、保護者自らも屋内退避をするよう指示する。
- ・園長は、屋内退避の実施状況、園児引渡し状況を集約し、村災害対策本部へ報告する。

5-2. 第一中学校における防護措置訓練

(1) 警戒事態〈生徒引渡し〉への対応

- ・村災害警戒本部からの連絡を受け、校長は、教員に引渡しの準備を指示する。
- ・教員は、保護者に対し、引渡しのため来園するよう連絡する。
- ・教員は、生徒を教室内に待機させる。
- ・教員は、引渡しの準備が完了したことを校長に報告する。

(2) 施設敷地緊急事態〈屋内退避準備〉への対応

- ・村災害対策本部からの連絡を受け、校長は、職員に対し屋内退避の準備を指示する。
- ・職員は、生徒に対し、教室内の窓、カーテンを閉め、換気扇を止めるよう指示し、生徒は対応する。
- ・職員は、校舎内教室以外の窓、カーテンを閉め、換気扇を止め、屋内退避の準備が完了したことを校長に報告する。

(3) 生徒引渡し対応

- ・生徒の引渡しを求め、保護者が来校する。
- ・教員が連携し、引渡しルールに従い、生徒を引き渡す。
- ・校長は、引渡し状況を集約する。

(4) 全面緊急事態〈屋内退避及び引渡しの中止〉の対応

- ・全面緊急事態に至るまでに保護者への引渡しが出来なかった生徒がある想定で実施。
- ・村災害対策本部からの連絡を受け、校長は、教員に対し屋内退避の実施と生徒引渡しの中止を指示する。
- ・教員は、生徒を教室内で屋内退避させ体調に不安を感じた場合はすぐに報告するよう指示する。
- ・教員は、保護者に対し、生徒引渡しを中止し、保護者自らも屋内退避をするよう指示する。
- ・教頭は、屋内退避の実施状況、生徒引渡し状況を集約し、村災害対策本部へ報告する。

(5) 一時移転〈安定ヨウ素剤服用〉に係る講習

- ・全面緊急事態に至る前に引渡しができなかった生徒がおり、その状況で一時移転の指示があったことを想定する。
- ・同校体育館に設置される一時集合場所において、村職員により、一時移転の実施に係る安定ヨウ素剤の配布、服用に係る注意点について、講習を行う。

<場所>

六ヶ所村立おぶちこども園、六ヶ所村立第一中学校

<参加機関>

六ヶ所村、六ヶ所村立おぶちこども園、六ヶ所村立第一中学校、青森県

令和3年度青森県原子力防災訓練（住民屋内退避訓練）実施要綱

1. 目的

日本原燃株式会社において原子力災害が発生したことを想定し、屋内退避の実施方法を確認し、周知を図る。

2. 日時

令和3年11月1日（月）10:00～10:40

3. 訓練想定

日本原燃株式会社原子燃料サイクル施設において、警戒事象（全交流電源喪失30分経過及び蒸発乾固のおそれ（溶液の沸騰））が発生した。その状況において、使用済燃料貯蔵槽の破損に伴う水位異常により施設敷地緊急事態となった。

これに伴い、村からUPZ内の住民に対し、屋内退避準備の要請があった。

4. 訓練項目

<内容>

施設敷地緊急事態の発生により、村からUPZ内の住民に対し屋内退避準備の要請があったことを踏まえ、住民（村職員が模擬）は以下のとおり屋内退避の準備を行う。

- ・テレビ等からの情報収集
- ・扉、窓の閉止
- ・24時間換気装置の停止、換気扇の停止
- ・開口部の閉鎖
- ・食品へのラップ
- ・ペットボトルによる飲料水等の確保

<場所>

老部川集会所

<参加機関>

六ヶ所村、青森県

5. その他

映像伝送訓練として、KDDI株式会社により、本訓練の実施状況を第一中学校へ伝送する。

令和3年度青森県原子力防災訓練（避難行動要支援者搬送訓練）実施要綱

1. 目的

日本原燃株式会社で原子力災害が発生したことを想定し、青森県タクシー協会及び村職員において福祉車両を活用した避難行動要支援者の搬送訓練を実施し、技術の向上及び関係機関との連携の強化を図る

2. 日時

令和3年11月1日（月） 10:00～12:00

3. 訓練想定

一時移転指示が発令された状況において、自家用車避難ができず自宅で屋内退避を行っている避難行動要支援者（車いす）について、避難支援者の支援のもと、福祉車両により避難所までの搬送を実施する。また、六ヶ所村から県に対し避難行動要支援者搬送に係る支援依頼があったことから、県は協定締結事業者である一般社団法人青森県タクシー協会に対し、搬送に係る支援を依頼した。

4. 訓練項目

<内容>

- (1) 避難行動要支援者自宅への職員及び福祉車両の派遣
- (2) 避難行動要支援者の避難先までの搬送

※ 一時集合場所における安定ヨウ素剤配付については、避難行動要支援者の避難支援者が代表して2名分を受領する。

<場所>

- (1) 福祉車両派遣先
老部川集会所（避難行動要支援者の自宅と想定）
- (2) 一時集合場所
六ヶ所村立第一中学校
- (3) 避難所
六ヶ所村立第二中学校

<参加機関>

六ヶ所村、一般社団法人青森県タクシー協会、青森県

令和3年度青森県原子力防災訓練（一時集合場所開設運営訓練）実施要綱

1. 目的

日本原燃株式会社で原子力災害が発生したことを想定し、一時集合場所の開設及び運営を行い、防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 日時

令和3年10月29日（金）09：00～12：00（開設訓練）

令和3年11月1日（月）09：30～11：30（運営訓練）

3. 訓練想定

- ① 施設敷地緊急事態発生を受け、物資の搬送、一時集合場所の開設準備～開設を実施する。
- ② 放射性物質が放出され、国からOIL2の基準に基づく一時移転指示がなされたことを踏まえ、一時集合場所運営のため職員を派遣するとともに、住民に対して一時移転を指示する。
その後、村からの指示を受けて参集した住民に対し、安定ヨウ素剤の配布、服用、避難退域時検査場所の案内等を行う。
- ③ 一時集合場所の運営にあたっては、受付等において感染症対策を実施する。

4. 訓練項目

<内容>

（1）開設訓練

- ① 安定ヨウ素剤等、一時集合場所の運営に必要な資機材等の搬送
- ② 施設の開錠
- ③ 一時集合場所レイアウトに基づく資機材等の配置

（2）運営訓練

- ① 駐車場における誘導
 - ・ 放射線防護装備の装着
 - ・ バス、自家用車、福祉車両の敷地内誘導
- ② 受付時における問診等の感染症対策
 - ・ 一時集合場所における簡易的な問診（検温、体調確認）
- ③ 避難者カードによる住民受け付け、安定ヨウ素剤簡易問診票の配付
 - ・ 避難者カードを用いた住民受付
- ④ 安定ヨウ素剤簡易問診票による問診
 - ・ 安定ヨウ素剤簡易問診票の配付、説明、記載内容の確認
- ⑤ 安定ヨウ素剤の配布、服用指示
 - ・ 安定ヨウ素剤の配布、服用状況の確認
- ⑥ 自家用車避難に係る避難車両認識票及び問診票の配布
 - ・ 自家用車避難者に対する避難車両認識票の配付
 - ・ 避難所における入口の混雑緩和を目的とした、避難所用問診票の事前配付

⑦ 避難退域時検査場所の指示

- ・ 避難退域時検査場所の案内、避難指示

⑧ バス避難者の誘導

- ・ バス避難者を待機場所へ誘導、バス到着後の誘導

(3) その他

第一中学校生徒に対し、一時集合場所における安定ヨウ素剤配付・服用に係る講習を行う。

<場所>

六ヶ所村立第一中学校

<参加機関>

六ヶ所村、六ヶ所村立第一中学校、日本原燃株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、電源開発株式会社、リサイクル燃料貯蔵株式会社、公益社団法人青森県バス協会、一般社団法人青森県タクシー協会、青森県

令和3年度青森県原子力防災訓練（映像伝送訓練）実施要綱

1. 目的

避難状況等の情報収集体制強化を目的とし、通信事業者の通信機材を用いた映像伝送訓練を実施する。

2. 日時

令和3年11月1日（月） 10:15～10:45

3. 訓練想定

原子力災害時において、青森県災害対策本部における実動機関各部隊運用に係る判断にあたり、各機関の活動状況を映像により確認する必要があるが生じた。

4. 訓練項目

<内容>

株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社の通信機材により、以下の訓練の実施状況を撮影し、六ヶ所村立第一中学校へ映像を伝送する。

参加機関名	伝送元 (撮影箇所)	訓練内容
(株)NTTドコモ	青森県原子力センター (六ヶ所村大字倉内字笹崎 400-1)	緊急時モニタリング訓練 <撮影内容> 試料採取、分析等
KDDI(株)	老部川集会所 (六ヶ所村大字尾駸字猿子沢 2-145)	住民屋内退避訓練 <撮影内容> 自宅に見立てた伝送元施設における住民が実施する窓の閉止、開口部の閉鎖などの状況

<実施場所>

(映像伝送先) 六ヶ所村立第一中学校 (六ヶ所村大字尾駸字野附 1054)

<参加機関>

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、青森県

令和3年度青森県原子力防災訓練（交通規制・警戒警備訓練）実施要綱

1. 目的

日本原燃株式会社原子燃料サイクル施設における原子力災害が発生した場合の避難者による渋滞・混雑を想定し、警察・道路管理者による交通誘導等を実施することにより、円滑な避難を図る。

2. 日時

令和3年11月1日（月） 11:00～11:45

3. 訓練想定

日本原燃株式会社原子燃料サイクル施設において、警戒事象（全交流電源喪失30分経過及び蒸発乾固のおそれ（溶液の沸騰））が発生した。その状況において、使用済燃料貯蔵槽の破損に伴う水位異常により施設敷地緊急事態となった。使用済燃料貯蔵槽について補修を実施し、漏えい事象は収束したが、蒸発乾固の発生により全面緊急事態となり、さらに事態が進展し放射性物質が放出され、施設周辺地域に影響を及ぼした。

六ヶ所村尾駈及び老部川に設置している空間放射線量率計においてOIL2（空間放射線量率 $20 \mu S v / h$ ）超を検出したことから、尾駈浜、老部川、尾駈、野附、尾駈レイクタウンの各地区に一時移転の指示が発令された。

県において、六ヶ所村立南小学校に避難退域時検査・簡易除染場所を開設するとともに、村においては六ヶ所村立第二中学校を避難所の1つとして開設し、避難者受入を開始することとしたが、住民等が通過する経路において円滑な避難のため、交通誘導を実施する。

交通誘導実施場所：避難退域時検査実施場所

4. 訓練項目

<内容>

- ・ 避難退域時検査実施場所に右折する車両の誘導
- ・ 避難退域時検査場所から避難所へ移動する車両の誘導
- ・ 避難所へ進入する車両の誘導

<場所>

国道394号の六ヶ所村立南小学校入口付近及び同第二中学校入口付近交差点

<参加機関>

青森県警察本部、六ヶ所村、日本原燃株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、電源開発株式会社、リサイクル燃料貯蔵株式会社、青森県

令和3年度青森県原子力防災訓練（避難所開設・運営訓練）実施要綱

1. 目的

日本原燃株式会社において原子力災害が発生したことを想定し、新型コロナウイルス感染症対策に係る国、県等の手引き等を踏まえた避難所開設運営方法を確認し、防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 日時

令和3年10月29日（金） 13:30～16:00（開設訓練）

令和3年11月1日（月） 09:30～12:00（運営訓練）

3. 訓練想定

日本原燃株式会社原子燃料サイクル施設において、警戒事象（全交流電源喪失30分経過及び蒸発乾固のおそれ（溶液の沸騰））が発生した。その状況において、使用済燃料貯蔵槽の破損に伴う水位異常により施設敷地緊急事態となった。使用済燃料貯蔵槽について補修を実施し、漏えい事象は収束したが、蒸発乾固の発生により全面緊急事態となり、さらに事態が進展し放射性物質が放出され、施設周辺地域に影響を及ぼした。

六ヶ所村尾駸及び老部川に設置している空間放射線量率計においてOIL2（空間放射線量率 $20\mu\text{Sv/h}$ ）超を検出したことから、尾駸浜、老部川、尾駸、野附、尾駸レイクタウンの各地区に一時移転の指示が発令された。

4. 訓練項目

<内容>

（1）開設訓練

- ① 物資の搬送
- ② 施設の開錠
- ③ 避難所レイアウトに基づく資機材等の配置

（2）運営訓練

- ① 駐車場における誘導
- ② 受付時における問診等の感染症対策
- ③ 避難者カードによる住民受け付け、データ入力
- ④ 住民の収容

（3）物資受入訓練

陸上自衛隊及び青森県トラック協会により搬送された物資を受け取り、第二中学校内に搬入する。

（4）臨時公衆電話を使用した通信訓練

- ① 避難所⇒災害対策本部
避難者収容状況等を連絡する。

② 避難所内（濃厚接触者スペース⇒避難所本部）

避難所に収容した濃厚接触者の状況等を連絡する。

(5) その他

第二中学校生徒に対する防災教育として、避難所用パーティション及び段ボールベッドの組み立てに係る講習を行う。

<場所>

六ヶ所村立第二中学校

<参加機関>

六ヶ所村、六ヶ所村立第二中学校、日本原燃株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、電源開発株式会社、リサイクル燃料貯蔵株式会社、公益社団法人青森県バス協会、一般社団法人青森県タクシー協会、東日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、陸上自衛隊、公益社団法人青森県トラック協会、青森県

令和3年度青森県原子力防災訓練（物資搬送・受入訓練）実施要綱

1. 目的

原子力災害時における対応体制の検証・確認及び緊急時対応能力の向上を目的とする。

2. 日時

令和3年11月1日（月）10:50～11:30

3. 訓練想定

日本原燃株式会社原子燃料サイクル施設において、警戒事象（全交流電源喪失30分経過及び蒸発乾固のおそれ（溶液の沸騰））が発生した。その状況において、使用済燃料貯蔵槽の破損に伴う水位異常により施設敷地緊急事態となった。使用済燃料貯蔵槽について補修を実施し、漏えい事象は収束したが、蒸発乾固の発生により全面緊急事態となり、さらに事態が進展し放射性物質が放出され、施設周辺地域に影響を及ぼした。

六ヶ所村尾駸及び老部川に設置している空間放射線量率計においてOIL2（空間放射線量率 $20\mu\text{Sv/h}$ ）超を検出したことから、尾駸浜、老部川、尾駸、野附地区等に一時移転の指示が発令された。

村においては六ヶ所村立第二中学校を避難所の1つとして開設し、避難者受入を開始したが、国からのプッシュ型の支援により、集積場所である千歳平地区体育館に支援物資が到着しており、同避難所へ物資の輸送を行うとともに、避難所において受入を行う必要がある。

4. 訓練項目

<内容>

- ① 物資集積所（千歳平地区体育館）において、水・非常食等の物資を公益社団法人青森県トラック協会の車両及び陸上自衛隊の車両に積込。
- ② 公益社団法人青森県トラック協会及び陸上自衛隊により避難所（六ヶ所村立第二中学校）に物資を輸送。
- ③ 避難所運営要員が各車両から荷下ろしし、あらかじめ定められた物資保管場所まで移動させる。
（物資保管場所は避難所開設・運営訓練において設定）

<場所>

千歳平地区体育館、六ヶ所村立第二中学校

<参加機関>

陸上自衛隊、公益社団法人青森県トラック協会、六ヶ所村、六ヶ所村立第二中学校、青森県

令和3年度青森県原子力防災訓練（臨時公衆電話等設置・運用訓練）実施要綱

1. 目的

災害時に避難所となった施設における避難者等の通信手段を確保するため、臨時公衆電話、Wi-Fi環境を円滑に設置することを目的とする。

2. 日時

令和3年11月1日（月） 09:30～12:30

3. 訓練想定

六ヶ所村が開設した避難所（六ヶ所村立第二中学校）において、避難者等が利用できる通信手段を確保するとともに、感染症疑い者・濃厚接触者用別室と、避難所運営本部、村災害対策本部等との通信手段を確保する必要がある。

4. 訓練項目

<内容>

- ・ 避難所の共用スペースに臨時公衆電話を設置（屋外に移動基地局車を配置）
- ・ 設置した各公衆電話の使用方法周知
- ・ 感染症疑い者・濃厚接触者用別室と本部との通信手段確保
- ・ 避難所の共用スペースにWi-Fiスポットを設置
（合わせて避難所運営スタッフによる情報伝達訓練を実施する）

<場所>

六ヶ所村立第二中学校講堂及び敷地内（六ヶ所村大字倉内字湯ノ沢 112-1）

<参加機関>

東日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、六ヶ所村、青森県

令和3年度青森県原子力防災訓練（住民広報(海上広報)訓練）実施要綱

1. 目的

むつ小川原港に入港している船舶、漁船等に対し、原子力災害の発生状況を伝達することにより、注意喚起を行う。

2. 日時

令和3年11月1日（月） 10:45～10:55

3. 訓練想定

日本原燃株式会社原子燃料サイクル施設において警戒事象（全交流電源喪失30分経過及び蒸発乾固のおそれ（溶液の沸騰））が発生した。その状況において使用済燃料貯蔵槽の破損に伴う水位異常により施設敷地緊急事態となった。使用済燃料貯蔵槽については補修を実施することで事象は収束したが、蒸発乾固の発生により全面緊急事態となったことから、むつ小川原港に入港している船舶、漁船等へ注意喚起を行う必要がある。

4. 訓練項目

<内容>

原子力災害の発生に伴い、むつ小川原港内及び周辺の船舶、漁船に対し注意喚起を行う必要があることから、八戸海上保安部の巡視船「まべち」により広報を実施する。

<実施場所>

むつ小川原港（鷹架地区）

<参加機関>

海上保安庁第二管区海上保安本部八戸海上保安部

令和3年度青森県原子力防災訓練（傷病者等搬送訓練）実施要綱

1. 目的

放射性物質が放出された区域内において、放射性物質による汚染（おそれを含む）傷病者（以下、「汚染傷病者」という。）が発生したことを想定し、原子力災害対策重点区域外（汚染区域外）の原子力災害医療協力機関や原子力災害拠点病院へ搬送するにあたっての課題抽出を行う。

2. 実施日時及び場所

令和3年11月1日（月）09：30～12：00

3. 訓練想定

日本原燃株式会社原子燃料サイクル施設において、警戒事象（全交流電源喪失30分経過及び蒸発乾固のおそれ（溶液の沸騰））が発生した。その状況において、使用済燃料貯蔵槽の破損に伴う水位異常により施設敷地緊急事態となった。使用済燃料貯蔵槽について補修を実施し、漏えい事象は収束したが、蒸発乾固の発生により全面緊急事態となり、さらに事態が進展し放射性物質が放出され、施設周辺地域に影響を及ぼす。

4. 訓練項目

<訓練内容>

- （1）放射性物質放出前に発生した交通事故による多数傷病者（汚染の恐れなし）への対応
- （2）高レベル廃液ガラス固化建屋（AK建屋）内で発生した汚染傷病者に係る、汚染区域外への搬送に伴う消防機関間の引継

<実施場所>

むつ小川原港 鷹架地区 鷹架1号野積場・鷹架2号野積場

<参加機関>

北部上北広域事務組合消防本部、下北地域広域事務組合消防本部、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、日本原燃株式会社、東北電力株式会社、青森県

（参考）訓練の流れ（活動イメージ）

- （1）施設敷地緊急事態の状況下においてUPZ内で発生した交通事故によるけが人（汚染のおそれなし）への対応
- （2）UPZ内外での活動の仕分けを行うため、UPZ外側にあるむつ小川原港に救急引継所を設定
- （3）UPZ外への搬送により管内の救急車が不足となるため、青森県消防相互応援協定に基づく支援要請
- （4）高レベル廃液ガラス固化建屋内で発生した汚染傷病者への対応
- （5）引継所までの搬送、引継所での汚染拡大防止措置と引継～引継を受けた消防機関による医療機関までの搬送開始

令和3年度青森県原子力防災訓練（緊急時モニタリング訓練）実施要綱

1. 目的

原子力災害時における緊急時モニタリングの実施体制の検証・確認及び緊急時対応能力の向上を目的とする。

2. 日時

令和3年11月1日（月）10：00～15：00

3. 訓練想定

日本原燃株式会社原子燃料サイクル施設において、全面緊急事態が発生し、それに伴い放出された放射性物質により、施設周辺地域に影響を及ぼしたことから、緊急時モニタリング活動を行うものである。

4. 訓練項目

(1) 防護服の着脱訓練

<内容>

放射性物質による汚染を防ぐため防護服等を正しく着用・脱衣する訓練を実施する。

<時間>

10：00～15：00

<場所>

原子力センター

<参加機関>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター、公益財団法人環境科学技術研究所、公益財団法人日本海洋科学振興財団、公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター、青森県

(2) モニタリングカーによる放射線量率の走行測定訓練

<内容>

モニタリングカーによる放射線量率の走行測定を実施する。

<時間>

10：00～15：00

<場所>

日本原燃（株）原子燃料サイクル施設のUPZ圏内の地域

<参加機関>

(1)と同じ

(3) 可搬型モニタリングポストの設置及び放射線量率の測定訓練

<内容>

可搬型モニタリングポストを設置して放射線量率の測定を実施する。

<時間>

10:00～15:00

<場所>

日本原燃（株）原子燃料サイクル施設のUPZ圏内の地域

<参加機関>

(1)と同じ

(4) 環境試料（大気、飲料水、土壌）の採取・分析訓練

<内容>

大気モニタで採取した大気試料を回収するとともに、飲料水及び土壌を採取し、原子力センターにおいて前処理・分析を実施する。

<時間>

10:00～15:00

<場所>

日本原燃株式会社原子燃料サイクル施設のUPZ圏内の地域及び原子力センター

<参加機関>

(1)と同じ

(5) 被ばく線量の測定・管理訓練

<内容>

原子力センターに帰還したモニタリング要員の被ばく線量を測定し管理する。

<時間>

12:00～15:00

<場所>

原子力センター

<参加機関>

(1)と同じ

(6) モニタリング要員や車両の汚染検査及び汚染があった場合の除染訓練

<内容>

原子力センターに帰還したモニタリング要員及び車両の放射性物質による汚染状況の検査及び除染作業を実施する。

<時間>

12:00～15:00

<場所>

原子力センター

<参加機関>

(1)と同じ